

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 26 日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 16 号

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和 34 年佐賀県規則第 36 号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、佐賀県知事の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務を佐賀県人事委員会に委任する。 (1)～(12) 略 <u>(13) 神埼地区消防事務組合と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約(昭和 46 年 12 月佐賀県告示第 662 号)第 3 条第 2 項、第 5 条及び第 6 条に定める事務</u> <u>(14)～(37) 略</u>	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、佐賀県知事の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務を佐賀県人事委員会に委任する。 (1)～(12) 略 <u>(13)～(36) 略</u>

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。